

佐倉市景観計画 一概要版一

Landscape for sakura City

【目次】

1. 佐倉らしい景観形成を目指して・・・1ページ
2. 現況・特性編・・・2ページ
3. 理念・方針編・・・3ページ
4. 推進方策編・・・8ページ

1. 佐倉らしい景観形成を目指して

1-1 景観計画 策定の目的

景観とは、まちの姿や風景 などが見る人に与え印象であり、自然環境や地域歴史文 化、日々の生活や 暮らし、社会的・経済的な活動や営み などが映し出されるものです。

佐倉市の豊か歴 史・文化、印旛沼に代表される恵ま た自然環境などは、本市の個 性であり、後世に伝えるべき共有財 産といえます。

このような佐倉らしい景観を活かし、身近な景観や生活環 境を向上させ、住んでる人や訪れる人にとって、心地よさや地域の魅 力を実感することができる景観の形 成、活力や にぎわいのある景観の創 出を目指し、景観法に基づく景観計 画を策定します。

1-2 景観計画の位置づけ・役割

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体である佐倉市が策定する計画です。

佐倉市の景観の特性や課題を踏まえ、今後の景観形成の方向性や指針を明らかにするとともに、景観形成基準や景観重要建造物の指定など、景観法に基づく諸制度を含む施策を総合的に示すものです。また、市民、事業者、行政それぞれの役割や連携を図る上で必要な共有認識を深めることを重視し、協働の視点に立った景観形成方策を示すものです。

市民

- ・身近なところからの主体的な景観形成
- ・地域の景観形成の主役としての積極的な活動推進

事業者

- ・それぞれの事業活動等における景観形成
- ・地域社会の一員として、景観形成活動への積極的な参加・協力

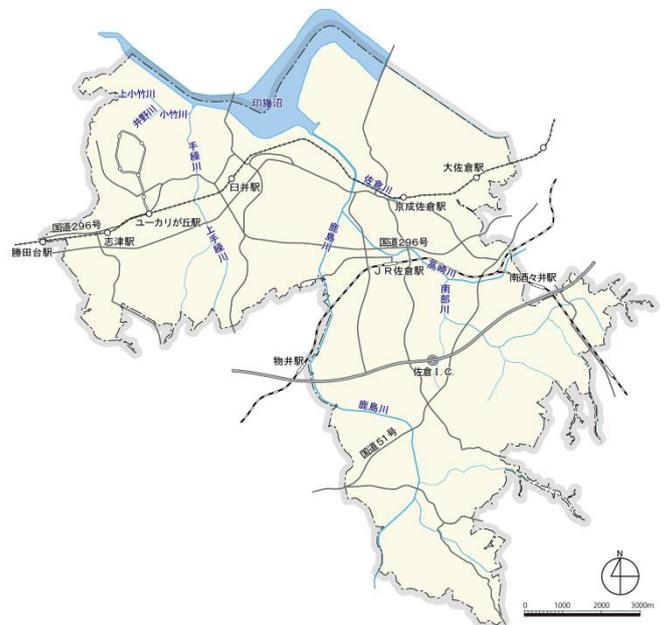
佐倉らしい景観形成

市

- ・景観形成施策の総合的な推進
- ・公共事業における先導的な景観形成
- ・各主体との連携・調整と協力要請等

1-3 景観計画の対象区域

佐倉市の良好な景観形成を推進するため、本計画の対象は、佐倉市全域とします。また、自然や歴史、地域の方による生活活動の積み重ねなどを背景として育まれてきた地域ごとの固有性を活かし、より積極的な景観形成に取り組む区域を「景観形成重点区域」とします。

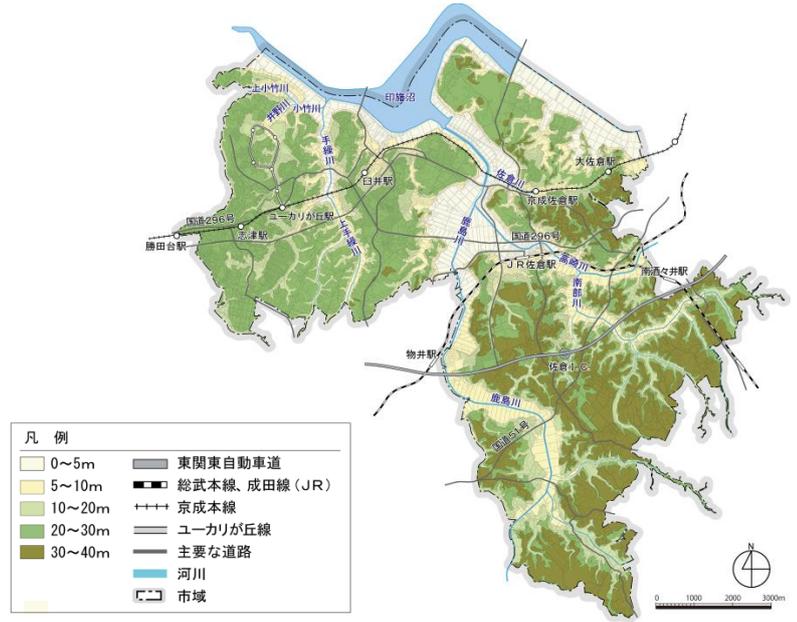


2. 現況・特性編

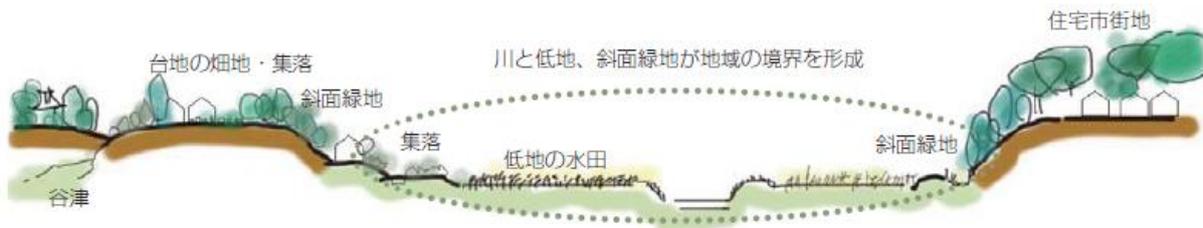
2-1 佐倉市の地形・水系

- 佐倉市の地形は、標高30～35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。
- 水系は、鹿島川、手繰川、小竹川など、市内の水系の多くが印旛沼に注いでいます。下総台地では、鹿島川と手繰川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形を生み出しています。
- これらの河川は、下総台地の湧水を水源としており、台地の裾や谷津周辺には多くの湧水地が認められます。

■佐倉市の地形



■佐倉市の地形



2-2 佐倉らしさを感じさせる景観

○佐倉市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、主な景観特性として、次の4つを掲げます。

- 低地の水田、台地の畑地、台地にひだを刻む谷津
- 緑のふちどり(斜面、集落、市街地)



谷津田の風景 (岩富)



集落の緑のふちどり (江原新田)

- 低地と台地の関係が作り出す多様な眺め
- 地域の人々や来訪者に愛されてきた眺め



印旛沼サンセットヒルズから印旛沼への眺め



舟戸大橋から印旛沼を見た風景

- 近世から歴史を重ねてきた佐倉城下町
- 懐かしい雰囲気を感じられる宿場や城跡周辺



佐倉城下町内にある武家屋敷通り (宮小路町)



旧馬渡宿周辺 (馬渡)

- 住宅都市としての市街地形成
- まち並みのルール、住民による景観形成活動



地区計画や建築協定等の制度を活用している地区 (染井野)



中高層住宅が混在する一般住宅地 (成田街道沿い・臼井台)

3. 理念・方針編

3-1 景観形成の基本理念

- 下総台地と印旛沼や湧水などの自然環境を背景として、古代から育まれてきた人々の暮らしや営み、中世以降に形成された城下町や宿場などの歴史・文化資産、戦後の高度経済成長期以降の開発などにより利便性の高い市街地が整備されたことにより、自然・田園と都市が近接するなかで、佐倉市固有の様々な魅力を備えた景観が形成されてきました。
- このように歴史・自然・文化が人々の暮らしや営みとともに融合した景観を佐倉らしい景観と捉え、心地よい生活環境を形成し、佐倉にいつまでも住み続けたいという思いや、まちへの愛着につながっているものと考えています。
- 本計画では、かけがえのない佐倉らしい景観を、市民・事業者・行政のそれぞれが景観形成の担い手として育みながら、次世代に大切に引き継いでいくために、基本理念を次のとおりとします。

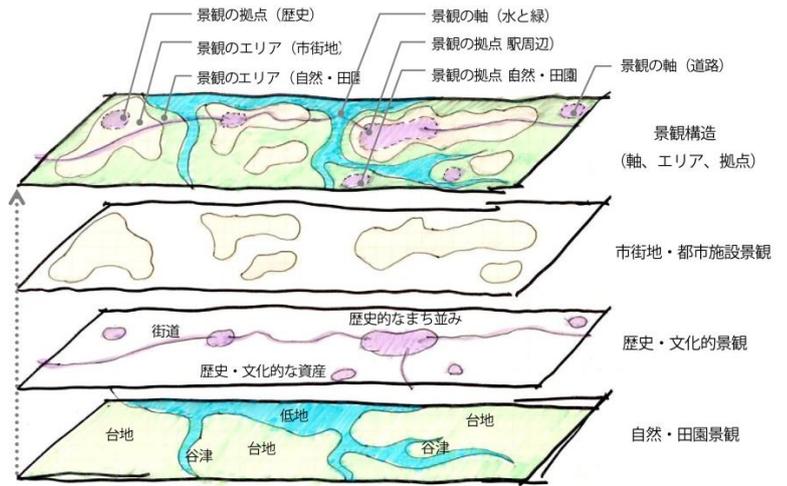
歴史・自然・文化をつなぐみんなで育む 佐倉らしい景観

3-2 景観形成の基本目標

- | | |
|---|---|
| ①地域のまとまりを形づくり、
営農や居住環境を支えている
自然・田園風景を継承する | <ul style="list-style-type: none">・地域をふちどる斜面緑地の保全を図ります。・低地に広がる水田や台地上の畑地、谷津の環境などを「ふるさとの風景」として大切にします。・佐倉の自然・田園風景を代表する印旛沼周辺において、佐倉ふるさと広場や佐倉草ぶえの丘、印旛沼サンセットヒルズなど、市民が利用する施設が集積するエリアを中心に、重点的な景観形成に取り組みます。 |
| ②時代の積み重ねを感じさせる
歴史的な資源を活かす | <ul style="list-style-type: none">・城跡や遺跡、歴史的建造物などを活かし、まちの歴史的な風土の保全・継承を図ります。・「歴史の町佐倉」を代表する佐倉城跡や旧城下町周辺において、重点的な景観形成に取り組みます。 |
| ③市街地・集落地の特性に応じ、
秩序や品格が感じられる景観
を形成する | <ul style="list-style-type: none">・住宅地や集落地では、界限ごとの個性を活かし、居心地が良く、住み続けたい景観の維持・育成を図ります。・商業地や工業地などの土地利用特性に応じて、良好な市街地景観の維持・育成を図ります。・商業地・工業地と住宅地が接する区域や、建物の用途・形態が混在している区域では、オープンスペースや緑地による緩衝帯を確保することで、相互の環境を維持し、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。 |
| ④地域で親しまれている景観資源
を活かし、豊かさが感じら
れる地域景観を形成する | <ul style="list-style-type: none">・魅力的な眺めや場所、湧水、地域で親しまれている巨木や古木などの景観資源を再発見・共有し、景観の保全活用を図ります。・祭礼などの地域の伝統行事や花の名所など、心象的な景観を共有し、大切にします。・景観資源を活用し、地域内や地域間の回遊ネットワークを形成します。 |
| ⑤景観への意識を育む | <ul style="list-style-type: none">・市民や来訪者が佐倉の景観の成り立ちや良さを知り、体感できる機会を増やすなど、景観への意識を育む取組みを進めます。・地域における市民・事業者などの景観形成の取組みを育成・支援します。 |

3-3 景観の構造

佐倉市の自然・田園景観、歴史・文化的景観、市街地・都市施設景観の空間的・時間的な階層性から、軸、エリア、拠点からなる「景観構造」を把握することができます。以降では、景観の軸とエリア、拠点ごとに景観形成の基本的な方向性を示します。



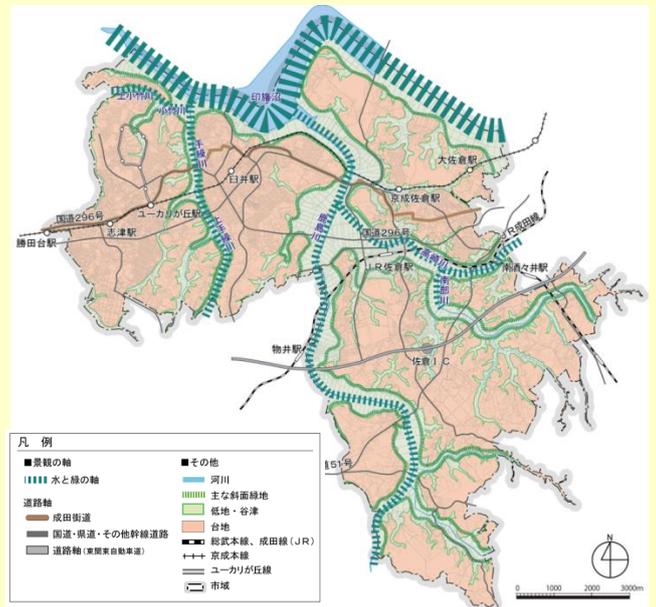
3-4 景観の軸の基本方針

○水と緑の軸

- ・水辺(印旛沼や台地を分ける主要な河川)とその周辺(農地や斜面緑地)
- 印旛沼: 印旛沼、中央排水路
- 河川: 鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川、南部川の一部他(1級河川及びそれに接続する準用河川)

○道路軸

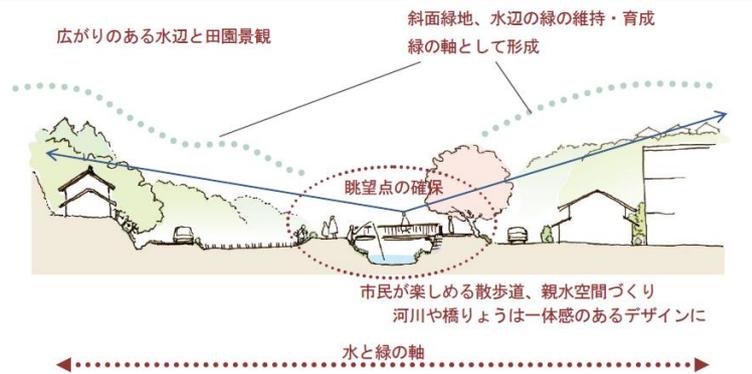
- ・複数の景観のエリアを結ぶ広域幹線道路
- 自動車専用道路: 東関東自動車道
- 国道: 国道 51 号、国道 296 号(成田街道を含む)
- 県道他: 複数の景観のエリアを結ぶ広域幹線道路等を対象



●水と緑の軸

水辺、農地や谷津、斜面緑地が一体となり、「ふるさと佐倉」の骨格となる田園景観を維持・形成します。

- 広域的な水辺・田園空間のネットワーク強化
- 台地をふちどる緑をつなげる
- 一体性の感じられる水辺等のデザイン
- 建築物などと自然・田園景観との調和
- 市民等が親しめる場の形成



●道路軸

自然・田園景観と調和した沿道景観を維持・形成します。また、成田街道では、沿道に残る歴史的な資源を活用しながら、趣や懐かしさが感じられる景観を形成します。

- 自然・田園景観など周辺の景観を引き立て、一体感の感じられるデザイン
- 土地利用に応じ、まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導
- 街道の「カタチ」の継承



3-5 景観のエリアの基本方針

○自然・田園のエリア

- ・市街化調整区域(河川、農地、斜面緑地、集落等)

○市街地のエリア

【商業地】

- ・駅周辺商業地：鉄道駅周辺の商業地域(志津駅のみ近隣商業地域)
- ・近隣商業地：新町地区の商業地域、近隣商業地域(沿道商業地を除く)
- ・沿道商業地：道路軸の沿道25mにある第一・二種住居地域、準工業地域の一部、近隣商業地域(駅周辺商業地を除く)

【一般住宅地】

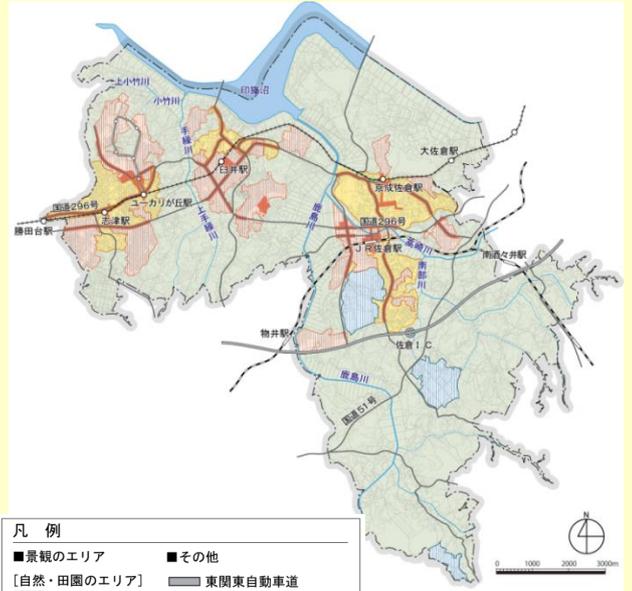
- ・沿道商業地及び計画住宅地以外の住居系用途地域、準工業地域の一部

【計画住宅地】

- ・宅地開発事業(5ha以上)又は土地区画整理事業等により開発された地域

【工業地】

- ・工業専用地域(第一・第二・第三工業団地)、工業地域(熊野堂工業団地)ちばりサーチパーク、第二工業団地に隣接した準工業地域の一部

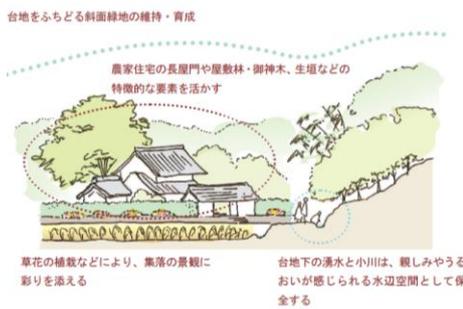


凡例	
■ 景観のエリア	■ その他
[自然・田園のエリア]	東関東自動車道
[市街地のエリア]	総武本線、成田線(JR)
商業地	京成本線
一般住宅地	ユーカリが丘線
計画住宅地	主要な道路
工業地	河川
	市域

●自然・田園のエリア

佐倉の「ふるさとの風景」として保全・育成します。

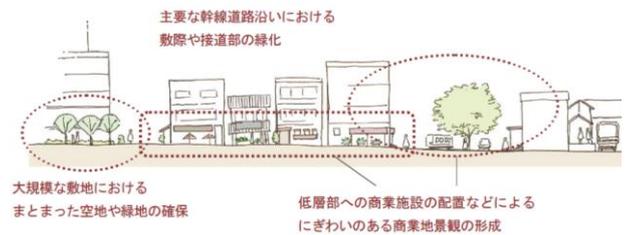
- 台地をふちどる緑のつながりの継承
- 親しみやうるおいある水辺景観の形成
- 建築物等と自然・田園景観との調和
- 穏やかな集落の景観の維持



●市街地のエリア

施設の集積を活かし、にぎわいとうるおいのある快適な都市空間を形成します。

- 秩序が感じられるまち並みの形成
- にぎわいや親しみを感じられる商業地景観の形成
- 快適な歩行者空間の形成



●一般住宅地

- 地域ごとのまち並みの特性を活かした住宅地景観を形成します。
- 地域の特性を活かしたまとまりが感じられる住宅地景観の形成
- うるおいのある住宅地景観の形成

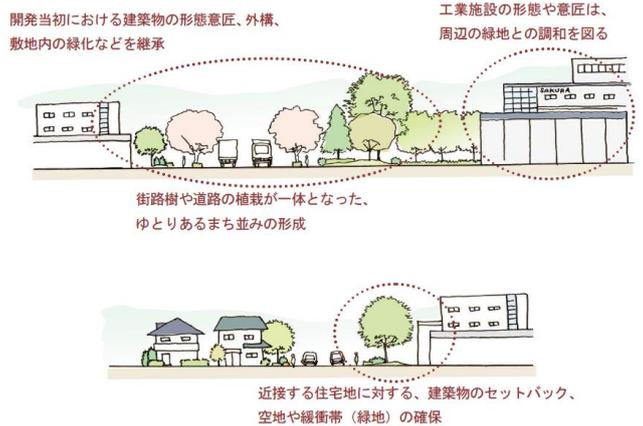
●計画住宅地

- 地域ごとのまち並みの特性を活かした住宅地景観を形成します。
- 台地をふちどる緑のつながりの継承
- 親しみやうるおいある水辺景観の形成
- 建築物等と自然・田園景観との調和
- 穏やかな集落の景観の維持



●工業地

- 街路樹と敷地内の緑化が一体となった緑豊かな工業地景観を形成します。
- 工業地としてのまとまりがある景観の形成
- うるおいのあるまち並みの形成
- 周辺と調和した景観の形成



3-6 景観の拠点の基本方針

○自然・田園景観拠点

- ・里山や台地上の主要な水と緑の拠点
佐倉ふるさと広場、印旛沼サンセットヒルズ・佐倉草ぶえの丘・市民の森、(仮称)佐倉西部自然公園、直弥公園

○歴史景観拠点

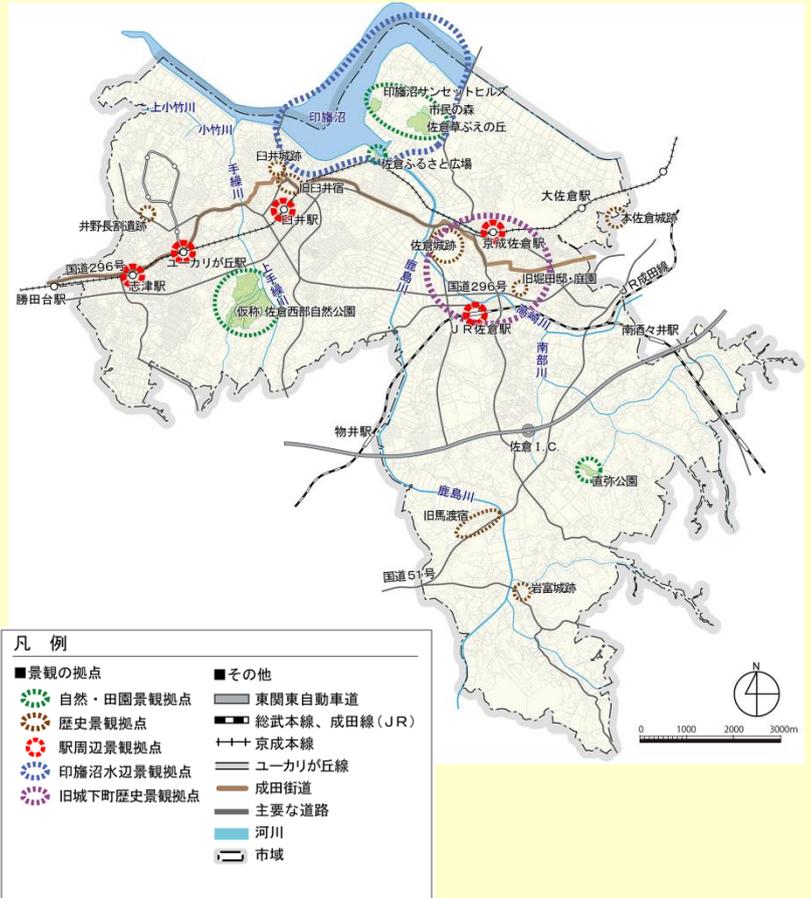
- ・中世以降の主要な歴史的資源
中世・近世の代表的な城跡(本佐倉城跡、臼井城跡、岩富城跡、佐倉城跡)
街道の宿場(旧臼井宿、旧馬渡宿)
- ・国指定文化財(井野長割遺跡、本佐倉城跡、旧堀田邸・庭園)

○駅周辺景観拠点

- ・商業・業務施設が一定程度集積している駅の駅前広場周辺
京成佐倉駅、JR佐倉駅、臼井駅、ユーカリが丘駅、志津駅

○重要景観拠点

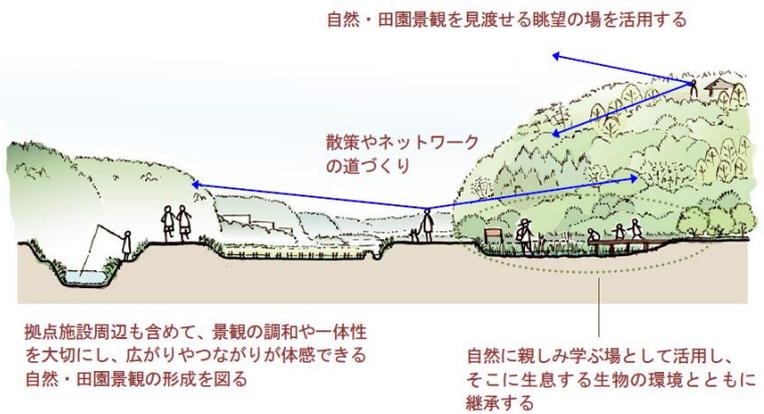
- ・印旛沼水辺景観拠点(印旛沼、印旛沼と関連する地域や観光・交流施設)
- ・旧城下町歴史景観拠点(旧城下町とその周辺)



●自然・田園景観拠点

市民共有の「ふるさとの風景」として未
永く維持育成していきます。

- 佐倉の自然・田園景観の特徴やかかけがえのなさを伝える景観の継承・活用
- 自然・田園に親しむ拠点としての景観づくり



●歴史景観拠点

拠点ごとに景観資源などを活かし、落ち着いた佇まいや懐かしい雰囲気を感じられ、地域のシンボルとなる歴史的な景観を形成します。

- 歴史を伝える環境の継承、懐かしさや趣が感じられる景観の形成
- 地域の個性となっている古い民家や産業などの活用
- 歴史的な資源等の保全・活用



● 駅周辺景観拠点

商業・業務機能の集積を活かし、各地域の玄関口にふさわしいにぎわいや活力が感じられる景観を形成します。

- 各地域の玄関口にふさわしい顔づくり
- にぎわいや親しみを感じられる商業地景観の形成



歩行者目線の空間整備による、にぎわいや親しみを感じられる商業地景観の形成

低層部への商業施設の配置

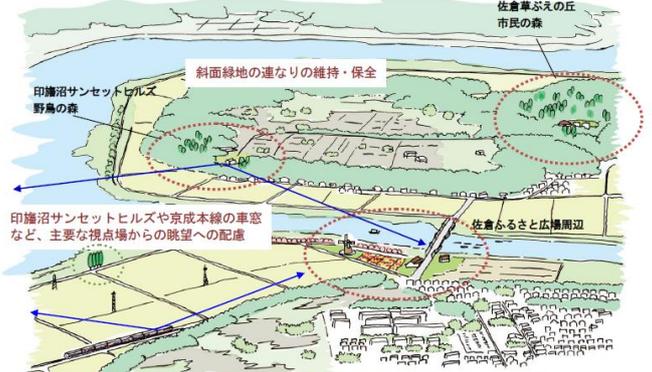
● 印旛沼水辺景観拠点

広い水面と周囲に水田が広がる明るく開放的な景観を維持しながら、水辺の親水性と佐倉ふるさと広場の拠点性の向上などにより、佐倉を印象づけるシンボリックな景観を形成します。

- 水辺と農地、斜面緑地により形づくられた景観構造を守り、育む
- 印旛沼への眺望を活かし、整える
- 四季を楽しむ拠点として整え、育てる



佐倉ふるさと広場、印旛沼サンセットヒルズ、佐倉草ぶえの丘などの回遊性を高める



印旛沼沿いの桜並木やボプラの木など印象的な景観や、印旛沼サイクリングロード周辺は、佐倉ふるさと広場との連続性を強化する

● 旧城下町歴史景観拠点

武家地(宮小路町周辺)や町人地(新町周辺から本町)などにおける趣のある佇まい、地域の周辺をふちどる斜面の緑など、自然と共生してきたまちの雰囲気を活かし、歴史の積み重ねの中で継承されてきた文化が感じられる景観を形成します。

- 「城下町佐倉」の玄関口にふさわしい駅前顔づくり
- 自然資源や歴史的な資源を守り、活かす
- 区域内の回遊性を高める



城下町佐倉の玄関口として風格ある駅前景観の形成

斜面緑地や、地域のランドマークとなっている樹木などの保全



資源や良好な眺望点、坂道等を活かした散策ルートの設定やルート沿いの環境整備

佐倉城跡や武家屋敷通り、新町周辺などの個性的な界隈における回遊性の向上

4. 推進方策編

4-1 大規模な建築物・工作物の新增築等における規制誘導（届出制度）

大規模な建築物などは、周辺の景観や自然環境などに大きな影響を及ぼす可能性があることから、「景観のエリア」の区分を基本に、一定規模以上の建築物の新增築などを対象として景観法に基づく届出制度による景観誘導を行います。

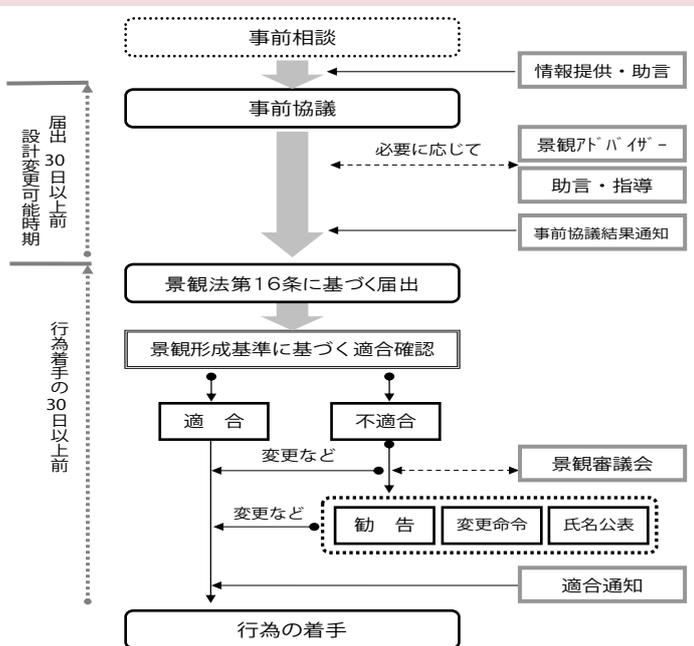
○届出対象行為

次表に掲げる行為は、景観法第16条第1項の規定により届出が必要です。

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	次のいずれかに該当する建築物 (1) 高さ10m又は延べ面積が500㎡を超えるもの (2) 共同住宅の戸数が10戸以上のもの (3) (1)(2) で外観面積の1/2を超える外観の変更※2
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	次のいずれかに該当する工作物 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認が必要な工作物※3 (2) (1) で外観面積の1/2を超える外観の変更※2 (3) 高架道路・橋梁（重要景観拠点はすべて、その他の区域は延長20m以上又は幅員10m以上のもの） (4) 太陽光発電設備で太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの（※建築物に設置する場合は、建築設備（建築物）として扱う）
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	区域面積が500㎡以上のもの
土石の採取その他の土地の形質の変更	区域面積が1,000㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採	区域面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が1,000㎡を超えるもの

○手続きのフロー

届出対象行為については、景観法に基づく届出に先立ち事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに届出が必要となります。また、事前協議は、届出対象行為に該当する建築物などを対象とし、原則として景観アドバイザーの助言などを得ながら実施します。



○景観形成基準

届出対象行為については、景観形成の方針を尊重するとともに、「景観形成基準」に適合させるものとします。

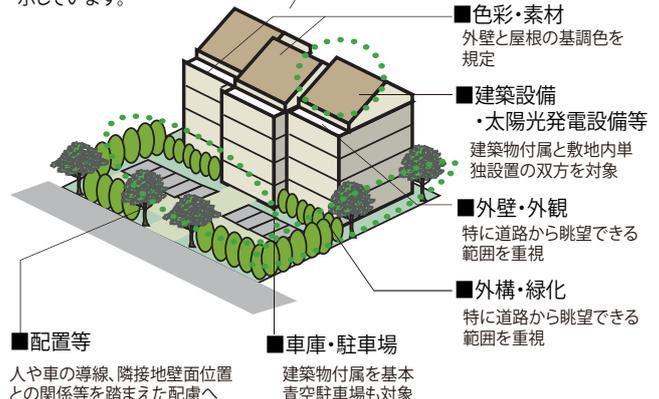
景観形成基準には、届出対象行為に該当するすべてのものを対象とした「A共通基準」と、届出対象行為ごとに示した「B個別基準」で構成されています。

基準の内容につきましては「佐倉市景観計画ガイドライン」をご確認ください。

届出対象行為は、景観形成基準に適合させる必要があります。

■景観形成基準（個別基準：建築物）の概要

建築物の配置や形態意匠等で構成しており、意匠は、外壁・外観や色彩・素材等の部位ごとに示しています。



【景観形成基準の例】色彩・素材

□全市共通

- まち並みの連続性やまとまりを損なわないよう配慮し、別表に掲げる基準に適合させる。
- けばけばしい色彩を避け、暖かみのある落ち着いた色彩とする。
- 敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。
- ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材の活用を図る。

□商業地

- アクセントとなる色彩は、低層部においてにぎわいの創出を用いる場合に活用する。

■色彩の統一の例

敷地内の複数の施設を相互に色彩を統一した例



複数の建築物の外壁の色彩を暖かみのある落ち着いた色彩とした例（市外）



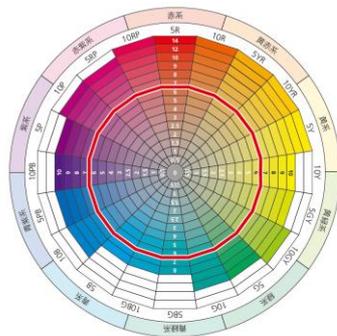
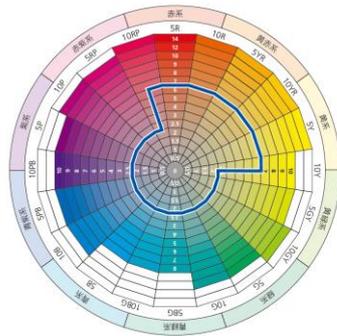
建築物の部位ごとに同色系の色彩を用いた例（市外）

別表 色彩基準

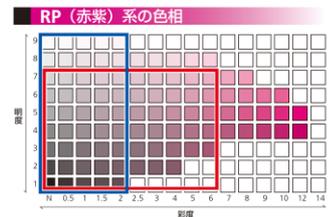
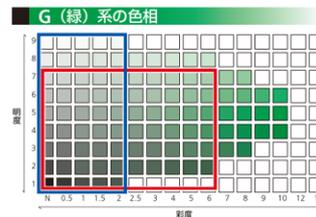
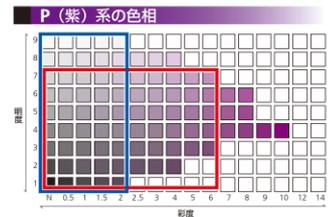
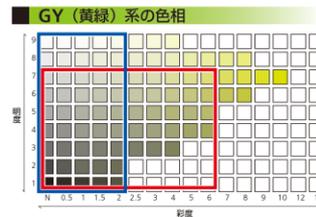
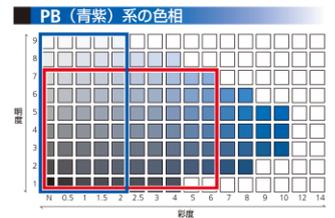
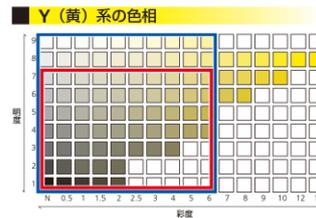
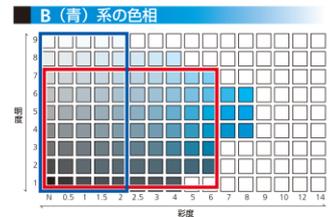
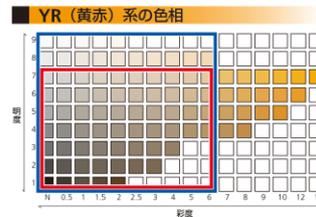
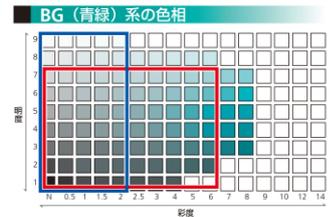
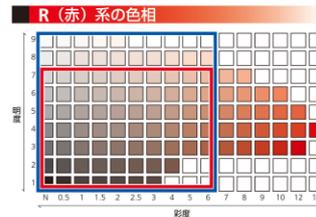
適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色	R系、YR系、Y系	—	6以下
工作物の外装の基調色	上記以外の色相	—	2以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7以下	6以下

※外壁(外装)及び屋根各面の1/5未満の面積については、上記以外の色彩を用いることができる。ただし、高さ10mまたは3階以下のいずれか低い方で用いることを基本とする。

○レンガやガラスなど意図的な着色を施していない素材本来の色彩のものや、景観資源として定着しているもの、他法令で色彩が規定されているものについては、協議を経て色彩基準の適用を受けないことができます。



凡例	
	建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色
	建築物の屋根の基調色



4-2 地域住民等による景観形成の推進(景観形成重点区域)

○景観形成重点区域

地域ごとの景観特性をより積極的に活かした景観形成に取り組む区域を「景観形成重点区域」とします。

景観形成重点区域では、住民などによる地域の景観形成方針などに関する計画案の検討・作成を行うほか、住民や事業者などによる景観形成に関する取組みなどを推進していきます。

4-3 市民等による景観形成活動の推進

○市民等による主体的な景観形成活動の推進

市民等が主体的に取り組む景観資源や公共空間など、地域の美化・緑化活動、景観資源の普及啓発などの景観形成活動については、情報提供や技術的な支援、景観形成団体制度の活用などにより、持続的・発展的な推進を図ります。

○景観形成活動の支援

【情報提供や専門家による技術的な支援・助言】

- ・組織体制の確立や企画・立案、活動内容などについて、専門家の派遣などによる技術的な支援・助言を行います。
- ・関連する制度や施策、関連する活動団体などに関する情報提供を行います。

【情報発信による活動支援】

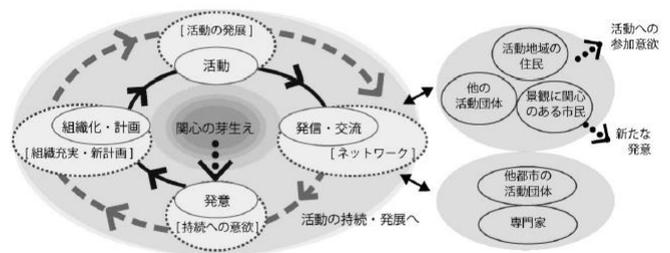
- ・景観形成団体の活動内容やイベントなどの情報発信を支援します。

【景観形成団体制度】

- ・地域の景観形成に積極的に取り組む団体などを登録し、継続的に技術的な支援などを行います。

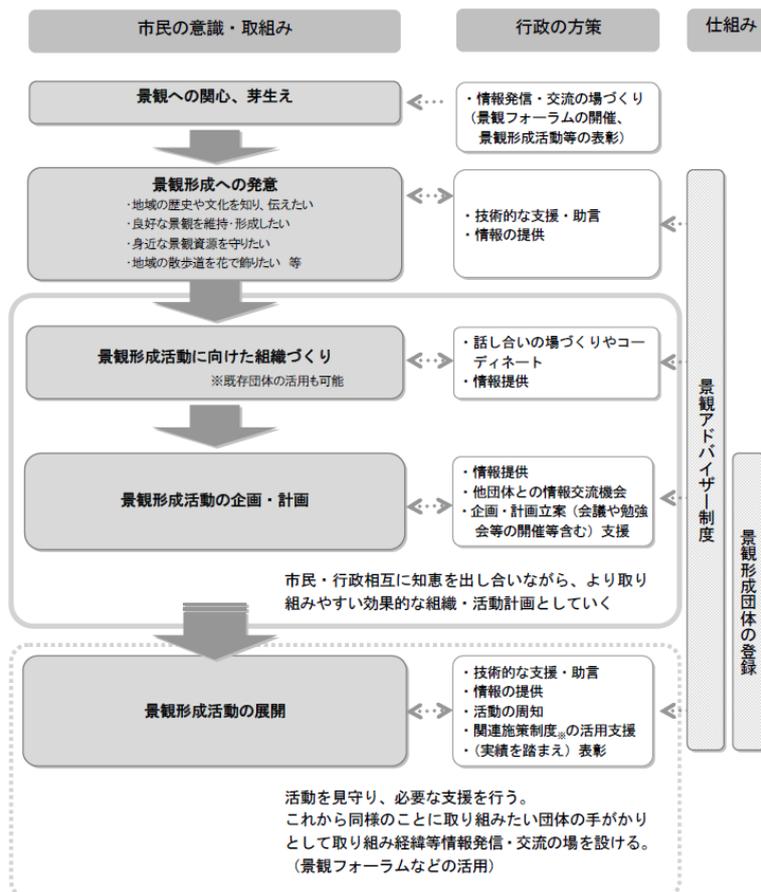
【景観形成の活動展開、情報発信・交流による発展イメージ】

情報発信による景観への認識の共有や、さまざまな主体の情報交流などにより、活動の充実や新たな展開を推進することができます。



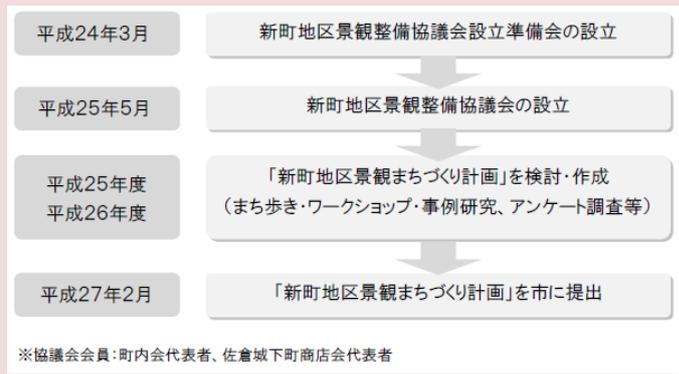
景観形成活動の支援 (第5章)

情報交流の場づくり (第6章)



【新町地区景観形成重点区域】

新町地区(新町・裏新町等)は、江戸時代に佐倉城下に形成されたまちを基礎としています。その後の時代の変遷を経て、まち並みは変化しつつも、歴史的な風情や懐かしさなど、独特の雰囲気を感じることができる「歴史のまち佐倉」を代表する地域のひとつです。



■景観まちづくりの基本理念

「新町らしさ」を知り、守り、つくり、伝える

■景観まちづくりの基本目標

- 楽しく歩き、交流できるまち
- 心の拠り所となるまち
- 「ここにしかない日常」を魅せるまち

■景観まちづくりの基本方針

①歴史を感じさせる独特の雰囲気を守り育てる	・佐倉城下の多彩な歴史、文化・風情が感じられる景観の形成
②緑に囲まれて暮らす	・緑を基調とした、ゆとりや潤いのある景観の形成
③「新町らしさ」を楽しむ空間をつくる	・歴史・文化・四季の彩りを活かした、にぎわいや交流を育む魅力ある景観の形成

■景観の構造や資源に関する方針

□まち並みの特徴ごとの方針

- ・土地利用やまち並みの特徴など、景観としての一定のまとまりごとの特徴に応じた一体感や秩序が感じられる景観形成を図ります。

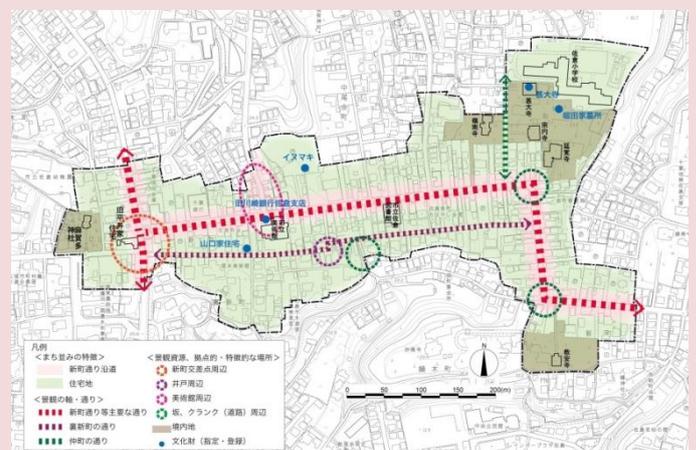
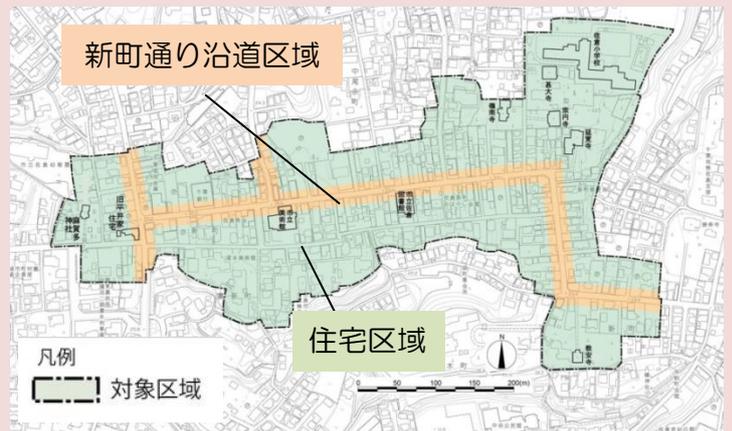
□軸・通り別の方針

- ・まちの骨格となる主要な通りを景観の軸とし、歴史的な道筋の雰囲気を守り、連続性やつながりが感じられる景観形成を図ります。

□景観資源に関する方針

- ・時代の積み重ねを今に伝える歴史的建造物や樹木、特徴的な場所やシンボルとなる資源など、「新町らしさ」を表す景観資源を守り活かすことで、新町らしい魅力づくりにつなげていきます。

景観構造・資源に関する方針→



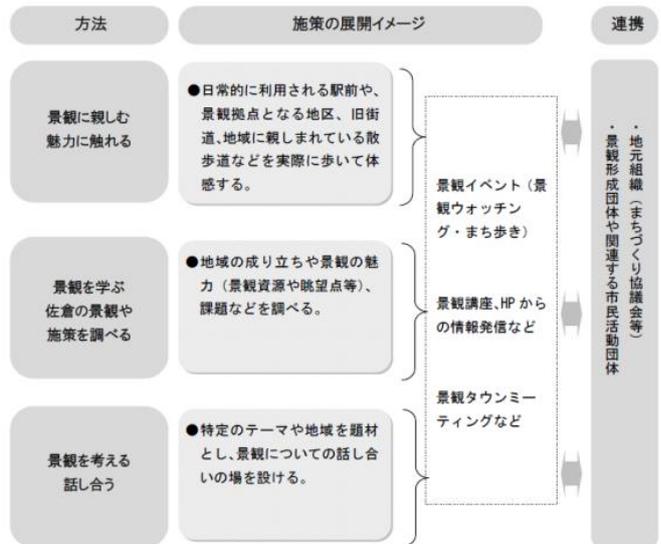
※新町地区の届出対象行為の規模や景観形成基準は、全市とは異なるものとなっています。また、事前協議は、原則として専門家(景観アドバイザー)の助言などを得て実施するほか、地区住民などにより組織された(仮称)新町地区景観整備協議会と意見交換などを行いながら実施します。基準の内容等につきましては「新町地区景観ガイドライン」をご確認ください。

4-4 佐倉らしい景観を共有し、伝える

○景観への認識を共有する

一人ひとりの創意工夫の積み重ねが調和し、つながりやまとまりを持つことで、地域らしさや佐倉らしさといった固有の魅力ある景観となっていきます。

そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれ景観への意識を高めつつ、佐倉の景観の現状認識を共有し、景観に対する考え方の幅や共通点などを理解し合う取組みが必要となることから、まずは景観に親しむことから、さらに景観について学び、課題や解決策などを考えるプログラムを検討し、景観関連イベントや情報発信などの施策展開を図ります。



○優れた景観や取組みを掘り起こし、共有する

【景観まちづくり表彰】

個人や団体による意欲的な景観形成の気運を高めていくとともに、資源や活動の周知を図るためにまちづくり表彰を実施します。

【景観資源に関する普及啓発(「佐倉景観100選」等)】

佐倉らしさや地域らしさを感じさせてくれる景観を掘り起こし、特に優れた特色や魅力を備えた景観を市民共有の財産として次世代に引き継いでいくために「佐倉景観100選」など、景観資源に関する普及啓発の取組みを実施します。

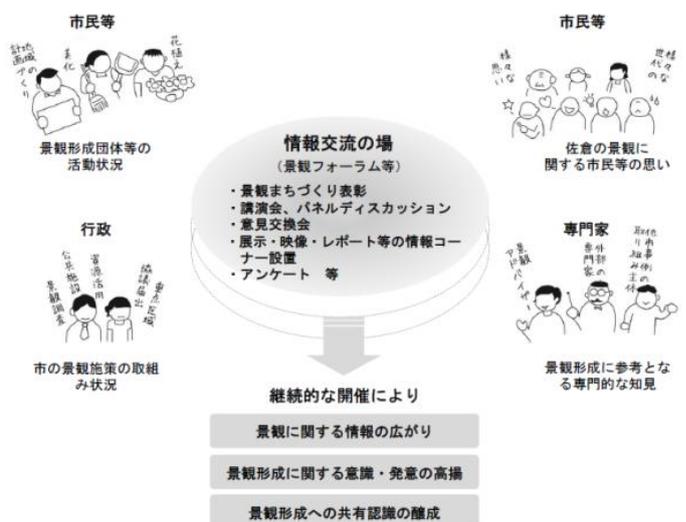
- ・「さくらの景観まちづくり賞」を継承した継続的な表彰制度の実施による優れた景観まちづくりの輪の拡大
- ・表彰のテーマと合わせた情報交流の場づくり等の波及効果の高い事業の実施

- ・佐倉の魅力として市内外に発信したり、次世代に伝えていきたい景観資源を「佐倉景観100選」に位置づけ
- ・市民の視点が中心となる景観について魅力や今後への期待などについて考える機会ともなるような募集・選定のプログラムの検討
- ・ガイドマップやツアーの開催などによる景観資源の周知

○景観に関わる情報交流の促進

市民や事業者の方の景観への関心を喚起し、取り組みたいことを発見する場を提供するために観フォーラムなどの景観に関わる情報交流の場づくりを検討します。

- ・景観写真展等による景観やけいかんまちづくりの取組みの発信機会の創出
- ・情報発信やトークセッションなどを通じての市民と行政、外部の専門家などが学びながら交流・意見交換を行う場の創出
- ・市民や事業者も企画運営に参画するなど、協働事業としての発展



【お問い合わせ先】佐倉市役所 都市部 都市計画課 景観班 TEL:043-484-6164